

議案第 4 8 号

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 9 月 1 日提出

みよし市長 小 山 祐

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年三好町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（多量の一般廃棄物の種別及び範囲） 第 8 条 廃掃法第 6 条の 2 第 7 項の規定により、市長が一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物は、次の各号に定める種別につき、当該各号に定める範囲のものとする。 (1)以下 略	（多量の一般廃棄物の種別及び範囲） 第 8 条 廃掃法第 6 条の 2 第 5 項の規定により、市長が一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物は、次の各号に定める種別につき、当該各号に定める範囲のものとする。 (1)以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。